

公の施設使用料の減免基準の見直しについて

1 減免基準の見直しの背景及び検討の進め方

- ・ 公の施設の使用料については、現在、条例及び減免基準に基づき 50%又は 100%の減免措置を行っている。
- ・ 当該措置については、地縁団体や少年スポーツ団体などを対象に適用し、運用しているが、この間、施設管理者や市民から、減免対象となる団体が過大な利用予約を行うことにより、一般利用者の施設の利用が制約されるという事例や、現行の減免基準の解釈に対する戸惑いなどの声をお聴きしていることから、施設使用料の見直しにあわせ、減免基準のあり方についても見直しを行っている。
- ・ 減免基準の見直しに当たっては、本年度実施した市政モニターアンケート及び施設窓口におけるアンケートの結果のほか、施設利用者、指定管理者、公募市民等により構成する「上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置し、当該懇談会における意見を踏まえ、見直し方針を取りまとめた上で、平成 27 年 10 月から新たに適用する予定としている。

*減免基準の見直しに係るスケジュール（案）

時 期	取組内容
平成 26 年 11 月	第 1 回懇談会の開催（11/18〔火〕） <ul style="list-style-type: none">・ 懇談会の運営等について・ 施設使用料の見直しの基本的な考え方について・ 使用料の減免基準の現状と見直しの進め方について・ 意見交換
12 月	第 2 回懇談会の開催（12/16〔火〕） <ul style="list-style-type: none">・ 減免基準の見直しについての意見交換
平成 27 年 1 月～2 月	第 3 回懇談会の開催 <ul style="list-style-type: none">・ 減免基準の見直し方針（素案）について・ 減免基準の運用方法・判断基準等について
2 月～3 月	第 4 回懇談会の開催 <ul style="list-style-type: none">・ 減免基準の見直し方針（案）の取りまとめ
3 月	減免基準の見直し方針の策定
4 月～9 月	新たな減免基準の運用方法等の確定、市民周知
10 月	新たな減免基準の適用

2 「上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」における検討状況について

(1) 懇談会委員

区 分	氏 名 ※委員区分・五十音順、敬称略
行政改革、企業経営等に識見を有する人	安藤 知子（上越教育大学 教授）
施設の利用者の代表	大日方 義久（柿崎まちづくり振興会 理事）
	笠原 奈美（上越市ソフトテニス協会 副理事長）
	木澤 勝（上越市町内会長連絡協議会 副会長）
	藤井 清比古（上越市地域青少年育成会議協議会 会長）
	松井 和代（NPO法人さんわスポーツクラブ 理事）
施設の指定管理者の代表	赤岡 史夫（株式会社上越シビックサービス 統括マネージャー）
	倉石 義行（一般財団法人上越市体育協会 理事・事務局長）
公募に応じた市民	中村 好男

(2) 第1回及び第2回懇談会における主な意見

ア 減免基準の運用上の現状と課題

- ・ 減免基準が分かりにくく、施設毎、利用者毎に解釈の違いが生じており、利用者は困惑している。
- ・ 使用料の100%免除の場合、キャンセルしても無料であるため、複数の予約を入れ、直前にキャンセルするなどの事案が相次いでおり、一般の人の利用を妨げている。
- ・ 全額減免であると施設を大切に扱わない様子がみられる。
- ・ スポーツ少年団や体育協会等への加入の有無にかかわらず減免を受けられるため、こうした団体への加入者が減少し、組織が弱体化している。
- ・ 中学校や高校には独自のテニスコートがあるにもかかわらず、減免を利用して市の施設を利用しており、他の団体が利用できない状況がある。
- ・ 市内の団体が申請すれば、利用者の大半が市外の団体であっても減免されている事例がある。
- ・ 子供がいれば青少年健全育成の減免が認められるため、減免申請が非常に多くなっており、指定管理者の収支、運営に影響が生じている。
- ・ 老人会の囲碁・将棋大会やPTAの会議後の懇談会等については減免を認めるべきでないが、現在の減免基準ではその点が明確でなく、施設の管理者として判断に迷っている。
- ・ 利用実態は個人的な利用であるにもかかわらず、減免対象となる団体の名義を使用して減免を受けていると思われる事例があり、施設の管理者として判断に困っている。
- ・ 現在進めている使用料の見直しは、減免によりその効果が失われてしまう。

イ 見直しに当たっての基本的な考え方

- ・ 減免の判断基準を「市民の福祉向上」や「青少年健全育成」とすると多くの団体が対象になる。公益性等を勘案し、減免の対象を限定する視点を明確にするべきである。
- ・ 青少年の団体や活動は、使用料の減免ではなく、別の手法で支援してはどうか。

ウ 減免基準の見直しの論点に対する意見

主な論点① 減免の対象とする利用

- ・ 全市民を対象とするような大きな大会は減免対象としてもよいが、日常的な活動や練習は、各利用団体が相応の参加料を徴収して運営することが原則であり、減免の対象外としてはどうか。
- ・ 青少年健全育成に資する利用を全て減免するのではなく、対象を限定すべきである。
- ・ 学校の部活動の利用は、大会前などに限定して認めてはどうか。
- ・ 大規模な施設と地元密着型の施設で対応を分けることも検討してはどうか。

主な論点② 減免の対象者

- ・ 減免の対象は、市の施策や地域への貢献度が高い町内会長連絡協議会や体育協会などの連合体の年間計画に掲載される事業に限ってはどうか。一方、老人会や子供会など、連合体の組織が整っていない団体もあり、どのように取り扱うか検討が必要である。
- ・ 各区の住民組織は市からの委託事業など様々な活動を行っており、地域における活動を停滞させないためにも減免対象としてはどうか。
- ・ 町内会館を有する町内会は、住民の積み立てにより会館を建設しており、町内会館を有しない町内会に対し、減免による優遇措置を行う必要はないのではないか。
- ・ 現在は、地域貢献につながる活動を行っている団体も、趣味的な団体も等しく減免を受けられる状況だが、体育協会や地域のスポーツクラブに加入するなど、地域に貢献する団体については、日常的な活動も含め減免対象としてもよいのではないか。
- ・ 一定の団体から年間計画や収支計画等の提出を受け、減免団体としての認定書を発行する登録制を採用することで、減免の可否が分かりやすくなるのではないか。一方、登録制については、登録団体の対象範囲や認定基準、減免を認める利用の内容や減免の対象施設などについて検討する必要がある。

主な論点③ 減免率

- ・ 使用料の 100%免除は市の主催事業等に限るべきであり、市民による利用は、市の施策に沿っていても一定の負担を求めるべきではないか。
- ・ 市の共催事業については、現在使用料を 50%減免しているが、市が一緒に行うものであり、市の主催事業と同様 100%免除としてはどうか。また、現在減免を行っていない市の後援事業について使用料を 50%減免とすることも考えられるが、後援認定の基準が厳しくなる可能性がある。

(3) 今後の対応

- ・ 今後開催予定の第 3 回及び第 4 回懇談会において、減免基準の見直しに必要な論点を議論し整理した上で、懇談会としての意見集約（方針案の取りまとめ）を行うこととしている。
- ・ その結果を踏まえ、平成 26 年度内に市としての見直し方針を策定した後、制度の運用に必要な判断基準等の詳細を整理し、平成 27 年 10 月から新たな減免基準を適用する。